

大阪市旭区役所庁舎内壁面広告募集要項

民間企業等との協働により市の財源を確保し、市民サービスの向上及び地域経済の活性化を図ることを目的として、行政財産を活用した広告事業を行うこととし、次のとおり募集します。

1. 施設の概要

- (1) 名称
大阪市旭区役所
- (2) 住所
大阪市旭区大宮 1 丁目 1 番 17 号
- (3) 開庁時間
月曜日～木曜日 午前 9 時 00 分～午後 5 時 30 分
金曜日 午前 9 時 00 分～午後 7 時 00 分
土曜日、日曜日、祝日、年末年始（12 月 29 日～1 月 3 日）は閉庁
ただし、第 4 日曜日は 1 階窓口サービス課（「住民登録・戸籍」及び「保険年金」）の一部業務のみ開庁
- (4) 来庁者数 約 1,000 人／1 日（平日）

2. 募集内容

- (1) 掲出場所（レイアウト図参照）
1 階エレベーター横掲示板（12 枠：No. 1～12）
掲出位置の指定ができます。レイアウト図の No. 1～12 の枠から希望の枠をお選びください。（第 2 希望まで指定できます。）掲出者は、抽選により決定します。申込方法は下記の「6. 抽選申込み方法等」をご覧ください。
- (2) 広告の規格
ポスター A 1 サイズ（縦 841 mm×横 594mm）まで
※広告掲出枠外に「広告の内容等、掲載された広告に関する一切の責任は広告主に帰属します。また、市が推奨するものではありません。」の記載を行います。
- (3) 掲出期間
令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までの 12 ヶ月間。
ただし、抽選後の空き枠がある場合に広告掲出申込みをされる際は、1 ヶ月単位での掲出も可能です。また、年度途中から申し込むことも可能です。

3. 広告掲出料金

1 階エレベーター横掲示板（No. 1～12） … 1 枠・1 ヶ月あたり 6,600 円（税込）

※広告板のメンテナンス等のため、次年度以降の広告掲出料金を見直す場合があります。

4. 掲出できない広告等

大阪市行政財産広告取扱規則第3条各号に該当するもの及び大阪市旭区役所行政財産広告掲出要領第2条及び第3条の各号に該当するもの。

5. 応募資格

次の要件をすべて満たす法人または個人に限り応募することができます。

- (1) 成年被後見人及び被保佐人並びに破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 大阪市税の滞納がないこと。

6. 抽選申込み方法等

掲出については抽選を行いますので、次のとおり抽選申込をしてください。

- (1) 抽選申込受付期限

令和8年3月9日（月）【必着】

- (2) 申込み方法

大阪市旭区役所広告掲出抽選申込書をダウンロードして、必要事項をご記入のうえ、持参、郵送、FAX またはメールにより提出してください。持参される場合は、下記の時間帯に来所してください。

受付時間：月曜日～金曜日 午前10時～午後0時00分

午後1時～午後5時00分

持参以外の場合は別途確認の電話連絡をしてください。また、メールにより提出する場合は、件名に「【抽選申込】庁舎内壁面広告」と明記してください。

(提出先) 〒535-8501 大阪市旭区大宮1丁目1番17号 (旭区役所3階32番窓口)

旭区役所総務課

電話：06-6957-9625 FAX：06-6952-3247

メール：tp0001@city.osaka.lg.jp

※申込みの際は、大阪市旭区役所行政財産広告掲出要領を必ず参照してください。

- (3) 抽選の実施方法

日時：令和8年3月11日（水）午前10時から

場所：旭区役所3階第3会議室

※抽選は当区職員が行いますので出席は必須ではありませんが、公開で行いますので傍聴していただけます。

7. 抽選後の広告掲出申込み方法等

- (1) 決定通知

抽選の結果はFAXで通知します。掲出箇所が決まった方は、大阪市旭区役所広告掲

出申込書を提出してください。大阪市旭区役所行政財産広告掲出要領、大阪市行政財産広告取扱規則に基づき申込内容を審査し、申請広告について掲出若しくは非掲出の決定通知を送付します。

(2) 広告掲出者の手続き

- ① 広告掲出決定通知書を受け取られましたら、大阪市旭区役所広告掲出許可申請書により広告掲出許可の申請をしていただきます。なお、掲出許可は大阪市旭区役所広告掲出申込書に記載された名義で行います。
- ② 広告掲出許可書を受け取られた後、納入通知書にて広告料金を納めていただきます。
- ③ 掲出する広告を、掲出開始7日前までに、大阪市旭区役所総務課に提出してください。

(3) 抽選後に空き枠がある場合

令和8年3月16日(月)の午前9時から先着順で受付します。なお、受付開始時間以前に空き枠申込みに来られた方が複数あった場合は同着とし、抽選により申込の順番を決定します。

受付場所：旭区役所3階32番窓口

※令和8年3月16日(月)以降も空き枠がある場合は順次受付します。

掲出希望月の前月の5日(土曜日、日曜日及び祝日の場合はその直後の開庁日)が申し込みの期限になります。

(例) 令和8年5月から掲出希望の場合、申込期限は令和8年4月6日(月)になります。

8. 問合せ

旭区役所 総務課 (3階32番窓口)

電話：06-6957-9625

事業の進め方

募集要項の配布・抽選申込書の受付開始



抽選申込書の受付期限



抽選の実施・広告掲出枠の決定
(令和8年3月16日より抽選後の空き枠募集)



広告掲出申込書の提出

※「大阪市旭区役所広告掲出申込書」を提出。



広告掲出決定通知書の交付



広告掲出許可申請書の提出

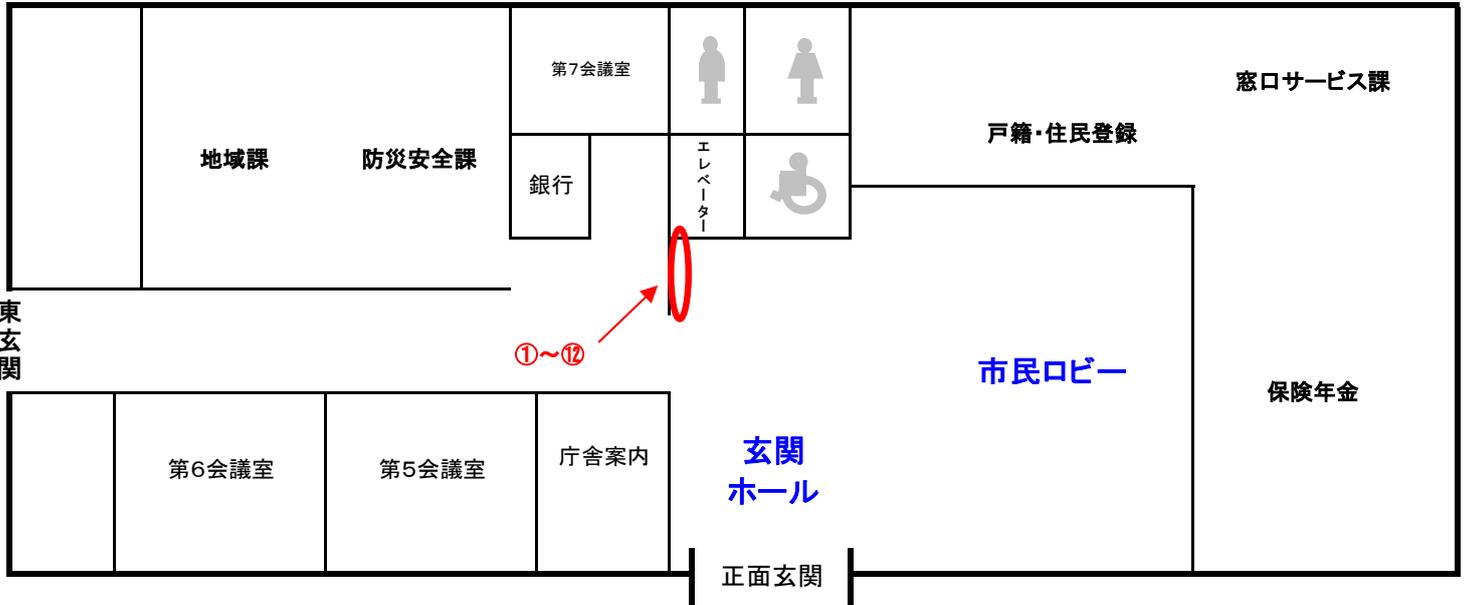


広告掲出許可書の交付



広告掲出許可の開始

旭区役所 1階



東
玄
関

①~⑫

玄関
ホール

正面玄関

1階エレベーター横掲示板(No.1~12)



1F 広告壁

